令和5年第5回東串良町農業委員会会議録

日時:令和5年5月25日(木)午前10時00分~

場所:東串良町役場委員会室(3階)

令和 5 年第 5 回東串良町農業委員会会議録									
招集年月日 令和5年5月25日									
招;	集場所	東串良町役場委員会室(3階)							
開催の日時		開会	令和 5 年 5 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分					議長	竪山 秋敏
及で	び宣言	閉会	令和 5 午前 1					議長	竪山 秋敏
農業委員		出欠	番号	氏	名	出欠	番号		氏 名
出席数7名 欠席数 名		0	1	鶴丸	千尋	0	5	谷口	憲三
		0	2	福岡	みどり	0	6	木佐	貫 一孝
出席〇 欠席×		0	3	吉ヶ崎	新 弘一	0	7	大村	教男
		0	4	竪山	秋敏		8		
最適化推進委員出席数8名		0		稲村	照隆	0		町永	次男
		0		上池	勝彦	0		松留	和江
		0		内村	初子	0		松留	立美
		0		村吉	博美	0		杉木	秀幸
会詢	議録署名:	委員	5番	谷口	憲三	6番	木佐貫		拳
出席	ました事務局	職員	局長, 次長	上野 駿河岬	勝志 奇 哲郎	書記	宮之前 若松	i 博- 雄一	_
	日程第1 議案第25号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について								
会議に付した事項	日程第2 議案第26号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について								
	日程第3 議案第27号			農地法第3条の規定による許可申請について					
	日程第4	議案第	528号	農用地利用集積計画の取消について					
	日程第5	議案第	;29号	農地法	第5条第1項	夏の規定 かっぱん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	による鳥	農地転 月	目許可申請について
	日程第6	議案第	30号		年度農業委員 実施状況の公			の最適化	匕の推進の状況その他

開会 午前 10 時 00 分

議長 (竪山)

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者15名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和5年第5回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5番谷口委員と、6番木佐貫委員にお願いい たします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が1件1筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は 必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長 (竪山)

それでは日程第1議案第25号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が4件、賃借権が9件、使用賃借権が 2件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料6ページ、賃借権の64番については、借人が株式会社 ○○さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第25条によって〇〇委員は質 疑の間、退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長 (竪山)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。資料6ページをお開きください。

賃借権の64番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は川東の 株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

뾇長 (竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。 本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり承認することに決しました。 それでは、質疑が終了したので、○○委員の入室を認めます。

(吉ヶ﨑委員入室)

議長 (竪山)

それでは、引続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (若松)

それでは、説明いたします。資料1ページをお開きください。

所有権移転の21番、譲渡人は岩弘の○○さん、譲受人は岩弘の○○さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に22番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

次に23番、譲渡人は兵庫県尼崎市の○○さん、譲受人は池之原の○○ さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転 でございます。

次に24番、譲渡人は大阪府堺市の○○さん、譲受人は川東の○○さん、 申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でござ います。

次に3ページをご覧ください。

賃借権の57番、貸人は川東の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請 地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に58番、貸人は岐阜県神戸町の○○さん、借人は川西の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、○○さんと○○さんとの共有名義であり、○○さんの同意を得ての賃借となります。

4ページをお開きください・

次に59番、貸人は新川西の○○さん、借人は川西の○○さん、申請地 は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

次に60番、貸人は新川西の○○さん、借人は川東の○○さん、申請地 は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

5ページをご覧ください。

次に61番、貸人は福岡県大野城市の〇〇さん、借人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に62番、貸人は千葉市の○○さん、借人は川東の○○株式会社さん、 申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でござ います。

6ページをお開きください。

次に63番、貸人は川東の○○さん、借人は川東の○○さん、申請地は 議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

7ページをご覧ください。

次に65番、貸人は岩弘の○○さん、借人は岩弘の○○さん、申請地は 議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

8ページをお開きください。

使用貸借権の66番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新10年の利用権設定でございます。

次に67番、貸人は千葉県船橋市の○○さん、借人は川東の○○さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 (竪山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

地名がよくわからないので確認ですが、59番に川西の西牟田、60番に 新川西の西牟田とありますが、両方に西牟田がありますか?

事務局(若松)

川西、新川西両方に西牟田はあります。

議長 (竪山)

他にありませんか?

福岡委員

申請番号 24 は、一反もない畑ですが、売買価格が 600,000 円となってますが。

事務局(若松)

○○さんが購入となっていますが、元々はお父さんの○○さんが、ずっと借りてきて作物をつくっており、恩義によりこの価格で購入されるとのことでした。

議長 (竪山)

他にありませんか?

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第25号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第2議案第26号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。資料 9 ページから 1 3 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が17件51筆、面積65,453㎡、使用貸借権が5件9筆、20,779㎡となっております。総面積は86,232㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長 (竪山)

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第26号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第3議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。 この2件はいずれも譲受人が町外在住で現地調査を行っております。 それでは、まず、上池委員に現地調査報告をお願いします。

(上池委員現地調査報告)

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

次に、木佐貫委員の現地調査報告をお願いします。

(木佐貫委員現地調査報告)

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第4議案第28号の農用地利用集積計画の取消ついて議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。資料15ページをご覧ください。

4月の定例会の協議会で検討していただいた案件です。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転の申請であり、承認されたものでありますが、農地の取得目的が居宅の建設であったため、許可を取り消そうとするものです

以上で説明を終わります。

議長 (竪山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

取り消したらどうなりますか?

事務局(若松)

公告が無効となりますので、売買がなかったものとなります。

木佐貫委員

売買価格の 3,500,000 円はどうなりますか?

事務局(若松)

それについては、〇〇さんと〇〇さんの間で話し合われて、結論を出す。 農業委員会をとおさないと売買はできません。やり方としては、5条でや り直しという形となります。前回の協議会の中で、ご本人さんが、この畑 を求める理由が家を建てる為だとおっしゃいましたので、取り消すことに 納得していただいておりまので、後は専門の方へお願いして行っていただ く事となります。

議長 (竪山)

他にありませんか?

(「質疑なし」の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり取り消すことに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (竪山)

異議なしと認めます。

よって、日程第4議案第28号農用地利用集積計画の取消について原案 どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による農地転用 許可申請について議題といたします。

今回は所有権移転が1件と賃借権設定が1件ございます。

資料16ページ、○○さんからの転用申請について質疑に入ります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いして おりますが、本申請については令和4年11回定例会時において、農用地 区域からの除外を審議した際に、現地調査の報告は行われておりますので、 今回の報告では省略させていただきます。

それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

木佐貫委員

この案件は、前報告してありませんか?

事務局 (宮之前)

昨年の11月に報告してあります。

木佐貫委員

何で今の申請なのですか?

事務局 (宮之前)

この土地は農業用振興地域の区域内で、まず初めに農用地区域の除外の申請をして、転用の申請をする事となります。前回が除外の申請で、 今回除外の許可が下りたので、転用の申請をされるところです。

議長 (竪山)

他に質疑はありませんか?

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。 本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料17ページ、有限会社〇〇さんからの転用申請につきましては、 現地調査を行っておりますので、その報告を谷口委員にお願いいたします。

(谷口委員現地調査報告)

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

福岡委員

こんなに狭いところでも砂取りができるのですか?

谷口委員

隣も砂を取ってあり、連続してトラック等が出入りしやすいという事です。

議長 (竪山)

他に質疑はありませんか?

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

次に、日程第6議案第30号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について議題と

いたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

(駿河崎説明)

それでは説明いたします。18から23ページをご覧ください。 (主なものを説明)

議長 (竪山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。 質疑はありませんか。

吉ヶ﨑委員

後継者問題があると思いますが、どのようにしていけばよろしいですか。

事務局 (駿河﨑)

最適化交付金の目標が金額になります、集積、遊休農地、新規参入者の 3点の目標を立てて活動して行きましょうという事になります。後継者 については、新規参入者にあたると思います。

議長 (竪山)

他に、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (竪山)

質疑を終結します。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第6議案第30号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案どおり承認することに決しました。

議長 (竪山)

その他に入りたいと思います。 協議会に切り替えます。

- ○各委員から意見
- ○事務局から意見

※ 6月現地調査:20日(火)

定例総会:26日(月)

申請締切:5月31日(水)※6月定例総会分

議長 (竪山)

他にございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和5年第5回定例総会を閉会いたします。